

6 小規模企業支援型保証「エール」

小規模企業支援型保証「エール」は、堅実に事業を営む小規模企業者の皆さまの資金ニーズに迅速に対応することを目的に、金融機関の支援と協調して行う保証です。

対象となる方	<p>金融機関および当協会が定めた要件等を備え、次の①から④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する方(組合、特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)</p> <p>①引き続き1年以上事業を営んでいること ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ③常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業*は5人)以下であること ※宿泊業および娯楽業は20人以下 ④当協会の保証利用実績がある、または取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること (法人の場合) ⑤保証申込直前期決算(12か月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益(経常損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑥債務超過でないこと (個人事業者の場合) ⑦保証申込直前期決算(12か月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額(所得損失)と減価償却費を合算した金額が(当該申込を含めた)本制度利用金額の10%以上を計上しているもの ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること</p>																																
資金用途	運転資金および設備資金(ただし、不動産取得資金は対象となりません)																																
融資限度額	<p>2,000万円 (注1)一般の無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)保証申込直前期決算における平均月商2か月分の範囲内かつ当該申込を含めた総保証債務残高が保証申込直前期決算における年商の80%以内とします。</p>																																
保証期間	<p>運転資金: 7年以内(うち据置期間6か月以内) 設備資金: 10年以内(うち据置期間6か月以内)</p>																																
貸付形式	証書貸付																																
返済方法	元金均等分割返済																																
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)																																
担保	不要																																
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																
保証料率	<p>経営状況に応じて決定(下表参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">責任共有保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。</p>	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																							
	貸借対照表なし	1.15%																															
保証割合	責任共有制度対象																																
その他注意事項	貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、半期ごとに業況報告書を協会へ提出していただきます。																																
取扱金融機関	<p>但馬銀行、池田泉州銀行、中国銀行、百十四銀行、近畿大阪銀行、四国銀行、阿波銀行、京都銀行、山陰合同銀行、みなと銀行、トマト銀行、関西アーバン銀行、大正銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、大阪商工信用金庫、北おおさか信用金庫、兵庫県信用組合、兵庫県医療信用組合、淡陽信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、兵庫県信用農業協同組合連合会(順不同 ※平成30年4月1日現在)(注)自治体融資制度を利用する場合は、自治体融資制度取扱金融機関に限られます。</p>																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。